での規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、㊽（ｂを除く。）から㊸までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、㊽（ｂを除く。）から㊸までに準じて記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下ｅにおいて「株式交換完全親会社等」という。）として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下ｅにおいて「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第８条の２の２又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

f　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

［㊾～㊹　略］

㊺　その他

a　［略］

b　第二号様式記載上の注意㉞ｄに準じて記載すること。

c　［略］

［㊻～㊾　略］

㊿　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　［略］

b　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

での規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、㊽（ｂを除く。）から㊸までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、㊽（ｂを除く。）から㊸までに準じて記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下ｅにおいて「株式交換完全親会社等」という。）として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下ｅにおいて「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

f　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

［㊾～㊹　同左］

㊺　［同左］

a　［同左］

b　第二号様式記載上の注意㉞ｄ及びｅに準じて記載すること。

c　［同左］

［㊻～㊾　同左］

㊿　［同左］

a　［同左］

b　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。